

平成21年9月8日（火）

（午後3時5分 休憩）

○議長（中西峰雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

順番12、4番 松浦君。

〔4番（松浦健次君）登壇〕

○4番（松浦健次君）私は、次の2点について質問いたします。

第一に、橋本市訪問看護ステーションの扱いについて、第二に、市民のための職員であることを徹底させようという点についてであります。

まず、橋本市訪問看護ステーションの扱いについて伺います。

訪問看護とは、さまざまな病気、病状の患者が安心して自宅で療養できるように、看護師が主治医の指示に基づいて自宅を訪問し、医療処置や看護を提供するサービスです。言い換えれば、重症な状態、医療機器を装着している状態、末期の状態であっても、患者や家族の思いやその人らしさを尊重し、24時間安心して自宅で療養できるよう看護を提供するサービスです。

ところが、現在は看護師の厳しい業務内容と重い責任に応じた身分保障がなく、24時間緊急連絡対応をする看護師が不足しています。そのため、重症患者、末期がん患者、末期の状態にある患者、自宅で天寿を全うしたいと希望する患者や家族など、市民に対して安全かつ安心した訪問看護を継続的に提供できない状況にあります。

そこで、橋本市訪問看護ステーションの運営について、どのような状態の患者でも安心して安全に自宅療養ができるように、24時間緊急連絡対応が可能な看護師を確保して、市

民が継続して訪問看護を利用できる体制を早急に整える必要があります。

1、高齢化社会の急激な進行、2、医療費抑制の要請から入院日数短縮の強化傾向、3、在宅療養の拡大推進という時代の流れを直視すれば、訪問看護の充実は市民サービスの基本の一つと位置づけられるべきであります。

ここに、橋本市訪問看護ステーションを利用している患者とその家族、元患者とその家族、またそれに共鳴する方々が約1カ月間に集めた請願のための署名約6,000名分があります。多くの市民の方々の橋本市訪問看護ステーションを守ってくださいという願いです。

ところで、橋本市訪問看護ステーションは、自分たちの給料は事業収益の中から得て、しかも発足15年足らずで2億1,700万円の積立金を残しています。

役所の仕事は「休まず、急がず、仕事せず」と言われるのが定番です。ところが、訪問看護ステーションのスタッフは、患者やその家族からは、私たち肉親でもできないことを彼女たちはやってくれた、お世話になってから10年以上経過した今でも神さま、仏さまのように思っていると言われ、また医師からは高い看護技術への信頼と患者を思いやる気持ちは、他の同業者を圧倒している、極めて高く評価されているという事実を市当局にご理解いただきたいと思えます。

さきの6月議会で、病院事業管理者は同僚議員の質問に対して、市当局と十分協議を行いながら橋本市訪問看護ステーションの利用者である市民の皆さま方に安心していただける訪問看護事業をめざし、発足から16年を迎えた本事業を継続できるよう全力で取り組んでいきたいと答弁しておられます。何に対し

てどのように全力で取り組んでこられ、現在どのような状態にあるかを伺います。

次に、市民のための職員であることを徹底せよという観点から質問いたします。

1、道路の不具合（溝ぶたと道路の段差が約3.5cm）が原因で老人が自転車で転び痛がっていたにもかかわらず、現場近くの人の連絡で駆けつけた2人の市職員が、問題箇所を見ただけで目の前で転んだ老人が足が痛いと言っているのに一声もかけず立ち去った。

2、工作中、スポーツ新聞を読んでいる職員もいる。

3、電話にすぐ出ない。電話はバイト、嘱託が初めによく出るが、説明が要領を得ない場合が少なくない。正職員が最初に出て明快に応答すべきではありませんか。

4、職場では職員がカウンターを向いてなぜ座らないのか。市民が窓口に来たらすぐ見える。また、気がつかないふりもできない。横とのおしゃべりもできない。良いことづくめではありませんか。

5、名札はつける義務があるのか、ないのか。義務があるならなぜきちんと前向けてつけさせないのかを伺います。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君の一般質問に対する答弁を求めます。

病院事業管理者。

〔病院事業管理者（石井敏明君）登壇〕

○病院事業管理者（石井敏明君）橋本市訪問看護ステーションの管理監督を命ぜられております立場から、所信の一端を述べさせていただきます、松浦議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

訪問看護事業の重要性は、今さら申し上げるまでもなく、高齢化社会の到来を控え、ますます重要になってくるものと考えています。

思えば、平成6年に私が市民病院勤務時に

この事業を立ち上げ、多くの実績を残してきたことは、スタッフ一同が趣旨を理解し、頑張ってきたあかしであります。

当時は郡内に一つの事業所しかなく、市民病院を退院する患者さまへのケアとして立ち上げたわけですが、全国的な在宅療養の要請にこたえて、平成12年に介護保険制度が創設されてから、訪問事業は飛躍的に進展し、橋本・伊都圏内だけでも訪問看護事業所は8事業所、訪問介護事業所は40カ所も存在し、ヘルプ事業、ケアマネ事業を実施しています。

在宅療養は介護保険の適用者が増加し、訪問ケアが気安く利用されるようになっていますが、一方訪問看護のほうは医療現場においても7対1看護の導入などにより看護師不足は深刻であり、就業者確保は大変難しい状況にあります。

加えて、訪問看護師は24時間対応の精神的負担と他家への立ち入りなどの対人関係、並びに単独行動による重圧感など、熟練を要することから、就業希望看護師は極端に少ないことをご理解いただきたいと思います。

次に、私の思いといたしまして、民間活力の利用は時の流れと考えておりまして、特に医療、福祉の事業は地域の関係者が総力で当たることが望ましく、概して公立に比べ民間の方がすぐれていることが多いのであります。この意味におきまして、議員おただしの橋本市訪問看護ステーションを守れとのご意見に反すると思いますが、公設公営でなければならぬとは考えておりません。

近隣自治体で自前の訪問看護事業を実施している自治体はございません。橋本市訪問看護ステーションは、これまで15年間訪問事業の先駆けとして在宅福祉を担ってきたことは誇るべき施策であり、職員の努力を高く評価すべきだと考えています。ただ、今日に至り

看護師不足の余波を受け、事業継続が困難になりつつあることが課題であります。

さて、前置きが長くなりましたが、議員おただしの事業継続の方策についての検討課題ですが、要は看護師確保が課題であることから、募集活動を実施いたしました。南大阪一円、奈良南部、和歌山市内まで広報を実施いたしました。さらに人材派遣会社に要請しましたが、成果は得られませんでした。職員の過重労働を避けるため、遠隔地の患者に他のステーションにかわっていただくようお願いするよう指示もいたしました。

何ゆえに就労希望者がいないのか。職員の言によると、嘱託職員の身分であり、身分保障がないためと言っていますが、私としましてはこの意見には納得していません。絶対的な今日の看護師不足が原因と考えているところです。職員を正職員化することは、他の部門に多くの嘱託職員が在籍することから、市としては到底できることではありません。

しからば、この膠着状況を打破し、職員の処遇改善の自由裁量を担保するとすれば、橋本市訪問看護ステーションを市の直営事業から外す以外に方策はないと考えます。

一つは、民間参入による第三セクター方式、さらに一つは公共目的を持った財団法人化を図る以外に方策はないものと私個人は考えていますが、このように法人化を図ったとしても、訪問看護師が確保できるという保証はありません。かつ事務の煩雑化及び正規職員の増加に伴い、人件費増が予想されることから、経営持続が困難になることが思慮されます。以上のようなことから、現行の市直営に比べ、効率的な運営ができる保証はないように思われます。

さらに突っ込んで私の意見を述べさせていただくならば、昔某医科大学が新病院を建設しまして、看護師を大量募集いたしました。

そのとき、就労支度金を交付し採用したことがございました。これに倣い、就労支度金支給を打ち出し、募集することが現体制を維持しつつ最も迅速かつ効果のある看護師確保の手段と考えています。

いずれにいたしましても、私は現場の監督者ですので、制度の改正等につきましては市当局と早期に協議を進め、円滑な事業の運営に努めたいと考えておりますので、ご了承のほどお願いを申し上げます。

○議長（中西峰雄君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）議員ご指摘のとおり、地方公務員法第30条で「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」との服務の根本基準が規定されているところです。したがって、市職員は市民全体のための職員であるのは当然のことですので、今後以前にも増して認識を新たにすよう徹底してまいります。

また、個別にるるご指摘をいただいた点につきましては、道路の管理の際の配慮不足やスポーツ新聞の件、電話の件等、常識的にあつてはならないと考えられる点については、再度指導を徹底いたします。

また、職員の座席の向きにつきましては、市民課のように常に途切れることなくお客さまに対応する業務の部分については、席をカウンター向きにしておりますが、そうでない業務については、業務の効率上係ごとにまとまった配置にしているのが現状です。今後ご意見を踏まえ検討してまいります。

名札の着用につきましては着用規程があり、一般職の職員は原則として勤務中は着用しなければならないこととなっておりますので、再度所属長に点検を徹底してまいりたいと考え

ますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君、再質問ありますか。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）よく考えていただいた答弁をありがとうございます。しかし、いくつかの点でそうではないんじゃないかなと思うところがありますので、再質問いたします。

まず、訪問看護ステーションというのは公でなくてもいいんじゃないかと、官から民への流れがあると、それはおっしゃるとおりだと思います。それは、根拠というのは親方日の丸で何をやらしても民間に負けると。だから官から民へという話で社会的な流れになっていると思うんですけれども、橋本の訪問看護ステーションは逆だと。技術的にも利用しておられる患者さんの家族、本人もお願いしている医者も、みんなすばらしいと認める集団、組織だということでもあります。みそもくそも一緒にしてもらったら困ると。やはり、これから訪問看護ステーションの機能というのは、先ほど申し上げたように社会の流れ、在宅医療が数多く行われる。またその必要性が自他ともに、社会的にも要請される中で、橋本の訪問看護ステーションここにありと。一般の訪問看護ステーションのリーダー的役割になって、技術水準あるいは人的な力、手本になるような形で頑張ってもらえるような安定した組織をつくるというお考えはありますか。

○議長（中西峰雄君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）お答えいたします。

議員おただしのように、流れは官から民へと。それは、これも議員おただしのように公立でやっているところも全国的にはあります。ほとんど赤字です。ところが、私どもの訪問

看護ステーションは黒字で経営できてきた。これはやはり経営手法が的を射ておったのかなと。言えば厳しく職員を使ったということになると思うんですけれども、結果として市に負担をかけずに住民サービスが満足できているということになると思うんです。

私どもは、したがって訪問ナースさえ確保できれば今の事業を安定できるんです。それ以外に手はない。だから、何も変化を求めているわけではないんです。ナースは確保したい。ところが、現実病院で何百人もの、二百何十名かの看護師を預かっておりますが、これだってもう必死です。常に、先ほど言いました支度金付きのようなことを考えないと、訪問看護師の場合は定数枠、絶対必置条件の看護師の数は要りますが、病院だって同じように患者に対する看護師の数というのは決まっておりますので、欠格条項を出すわけにはいかんということからいきますと、どうしても集めないかんということになって、非常に苦慮している実情がある。その上加えて、訪問看護師のなり手が少ないという世間の状況がある。だから、他市よりも、郡内だけでも8カ所あるんです。各所に電話をかけて聞いたんです。そしたらやはり同じことを言っているんですね。おらないと言うんです。もうやめないように確保するのが精いっぱいです。当所も、現在正職というのか常勤帯が2人とパートが4人いるんですが、そのパートの4人も近々1人やめるんです。これも結婚をして他所にいくと。そんなんとめるわけにいきませんので、何としても広いエリア、奈良南部から始まって相当やったんですが、普通の形態ではちょっと難しいのかなと思っておりますので、割り増しの待遇を広報して募集するのが一番手っとり早いと、このように思っているところです。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)割り増しの報酬として、就労支度金というのはいくらぐらいお考えなんでしょうか。

○議長(中西峰雄君)病院事業管理者。

○病院事業管理者(石井敏明君)きっちりまだ職員と打ち合わせしていないんですが、通常我々公務員が就職をして1年でやめる、2年でやめるというケースがあるんですが、よくうちの看護師なんかもそうなるんですが、そうしたら退職金が支給されます。その退職金よりも少し歩合をつけたような形でないと思えないのかなと思ってはおるんですが、だいたいそんな額といいますと、1年でやめるという場合だったら、20万円ぐらいしかないんですよ。2年で30万円とか40万円とかという上乘せがあるんですが、そんな額ではちょっと集まらんだろうなというふうには思っています。

○議長(中西峰雄君)4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)そしたら、例えば支度金を渡して来てもらって、それでこっちは5年とか10年予定というか予想しておったのに、1年とか半年でやめられたら、その回収というのもまた困難で、あまりそれはいい案ではないんじゃないんでしょうかね。

○議長(中西峰雄君)病院事業管理者。

○病院事業管理者(石井敏明君)よくあるんです。それで、旧病院のときもそうでしたが、看護学校へ入学したら授業料一切病院が持ちます。したがってうちの病院へ就職してくださいと。これはどこでもよくやっています、現実。また、大阪府下なんかでもお医者さんを入学金全部持ちますので医大へ行ってくださいと。卒業したらうちへ来てよというのをたくさんほかもやっています。そのときに、そしたら1年でやめられたら損やないかというおたじだと思ってしまうんですが、この辺について、例えば早くやめるんだったらお金返せと

か、何年勤めたらいいとかという条件をつけることについては違法となっているんですよ。その人の良識にゆだねてうちへ来ていただけるというふうにせんといかんのじゃないかなと思っています。

○議長(中西峰雄君)4番 松浦君。

○4番(松浦健次君)やっぱりそういうのは危険であって、あまり合理的だとは、首肯はできないと思うんですけどね。

それで、先ほど言われました第三セクターの方法とか、財団法人をつくるんだと、その方法もあるというお話ですけれども、第三セクターであればいろんな事務的な手続きというんですか、まただれが構成員になるか、出資者になるかということで、極めて煩雑だと思うんですけども、財団法人であれば今積立金2億何がしかあると。それを基金として法人をつくって、スポーツ振興公社と同じような形態なんですけれども、その運営については議会のチェックを入れるというような形で、しかも労働条件というのはその基金を減らさない程度で守っていけるような、そういう形態を採用することというのは考えられないでしょうかね。

○議長(中西峰雄君)病院事業管理者。

○病院事業管理者(石井敏明君)おたじの、確かに民間の事業所が入った第三セクターを設立するというのはいろいろと、いわゆる公平の原則で公募したら手続き上大変だというふうには思います。財団については、市の意向で橋本市直営の訪問看護ステーションを財団設立登記をすればいいということですから、比較的簡単にいくのかなと思うんですが、一番肝心なところは経営の継続と。これは議員おたじの、今回も多くのご署名をいただいているらしいんですが、橋本市訪問看護ステーションを継続させていくという、継続を担保するという事はやはり一番大事じゃない

かなど。別の団体へ移行してしまうと、採算が乗らなかったら、だめじゃないですかと言わざるを得んと思うんです。我々が15年間働いて一つの事業所で2億円ほどの貯金を持ってありますが、これを出資金とすることは可能だと思うんです。そして、当初事業目的に応じてそれを使いながらということも可能だというふうに思うんですが、企業のあるセクションが会社の利益を上げたとしたら、そこで事業のためにそれを使うんだったらいいと思うんですけれども、その人に利益配分するというのはちょっと筋がおかしいということになりますので、そのお金を当てにして給料やとか待遇やとかと求めるわけにはいかんと思うんです。しからば今の、現在100人超える患者を持っておったのを、職員が少なくなったのでそんなにたくさん持つなど。自分ところで、ほかの事業所があるんだからそこへあわせんしなさいとって、今80人ほどに減らしているんですが、なおかつそれでも職員が少ないというような状態になっておりますが、仮に彼女たちの言うことを満足しようとするれば、私どもも思いは同じですけれども、正職員といいますか、4人の正職員とプラスパート職員を張りつけないと、ちょっと労働条件としては厳しいかなど。そういうことでいきますと、今2人現役働いているんですが、非常に高給に優遇しているんです。ところが、それと同じように右に倣えであと2人採用すると、私の感覚ではもう赤字になります。赤字の団体を初めからわかっておりながら設立するというのはできないと、私は思うんです。そうするとどうなるかといったら、今おる現役の人も一旦橋本市訪問看護ステーションをやめてもらうんですから、またイチガケから一つの団体として採算に乗る計画の中で採用するということにならざるを得んと思いますので、今おる看護師さんの処遇は今よりも悪

くなるということが予測されます。そういうことはいかかなものかという思いがありますので、現体制の看護師を増やすというのが最も安定的に継続してやれるのかなど、このように思っているところです。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）看護師を増やす、増やす条件を整えなければ増えませんよね。今までいろんな、あちこちで募集してこられたんですけれども、何も効果がなかったと。たまたまかかってきた応募の電話に、嘱託ですと、正職じゃなく嘱託です、退職金ありませんというような返事したら、じゃ結構ですと。そういう内容なので、やはり今管理者が言われたように、4人の正職は初めからつくると、そういうことではなくて、例えば1人でも2人でも新しい財団をつくって、正職をつくって、それでほかの人たちも収入というか、それに応じた、成り立っていく、財団法人が回転していくような内容で、それで進めていけばいいのではないんですかね。初めからもう正職4人でいったらそれはあかんど。それは当たり前の話で、そういう話ではなくて、独立した団体をつくるのであれば、訪問看護ステーションとして市民に高度なサービスを提供できる組織として回転していける、運営していける体制というのを検討はしてもらえませんか。それじゃ無理だという話であればまた別なんですけれども、初めから正職が4人、ほかのパートが4人ぐらいで、それだったらもう初めから赤字でつぶれるのがわかっているからだめだというような話は、初めからためにする議論だと思いますけれども、いかがですか。

○議長（中西峰雄君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）言われる節は、今の2人はあれであと採用する人を条件付けてしたらいいんじゃないかと。果たして職

場というのはそんなんでおさまるんでしょうか。やはり新しい組織をつくるとしたら平等な待遇で、実績を持っておる人は実績を持った形にしないと、勤まらんのじゃないかなと思うんです。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）誤解ですわ。私はそういうこと言っていない。例えば組織をつくって正職を組織の中へ、だれであろうが正職を1人とか2人とかつくって、それがだれに当たるか別として、組織として正職は初めのうちは1人だよとか2人だよ。あとはパートでいって、運営を継続していく上からきっちり安定して運営していくような形で、みんなやりがいを持っていけるんじゃないかなと思うんですけど。検討はどうですか。（発言する者あり）今おる2人は職場でそこにおりますよね。（「そのままにしておいて」と呼ぶ者あり）給料は。

○議長（中西峰雄君）申し上げます。発言は議長の許可を得てからにしてください。

病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）ちょっとわかりやすく教えてほしいんですが、今現在2人常勤帯が、実績を持ってやっておられるんですよね。あとパートの人は4人おるんですけれども、1人は結婚でやめると。あと3人残るんですけれども、この3人の方々とて非常に無理に子養いしながら来ていただいておりますので、いつまで続くかわからないですけれども、まず正職を増やすということが必要だと思うんです、とりあえず。それについては2人要るだろう、これは意見が現場も私も一致しているんですが、そうすると2人を採用するとしたら、今現在2とまた2人採用するとすると、この4人を同じ待遇にせんといかんのじゃないかなと私は思うんですけれども。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君、議長の許可を得てからにしてください。

4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）今のお話ですけれども、今まで15年間やってきた人とすぐ雇う人と同じ待遇にするという考え自体が一般的に正しいんでしょうかね。

○議長（中西峰雄君）病院事業管理者。

○病院事業管理者（石井敏明君）当然そうなるうというふうに思います。所長には所長の給料を出して、退職金制度をつくるということが今一つの、現在おる職員はそう言っているんですね。私は身分保障されていないから人が集まらないというのは何のことを言っているのかよくわからないんですけれども、労働、勤務の状況から見ると、うちの嘱託職員には橋本市嘱託職員は何百人とおりますけれども、退職金制度がないんです。有給休暇はありますし、通勤保障はありますし、災害補償はありますし、ボーナスもありますし、もろもろのものはあるんです。退職金がないんです。ほんならこの4人に全部退職金制度をつくらないかんとということと、所長は所長、次長は次長、平は平という形で年齢に応じた、だいたい看護師というのは卒後免許をとってからは平等です。同じ職務をするので。だから同じ形でその上に役職加算をしていくということになりますので、新しいのをつくればそういうことにしなければならんだろうなと思っているんです。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）同じ待遇ですか、看護師になれば。（「年齢と経験年数で」と呼ぶ者あり）経験年数でと。（発言する者あり）僕の持ち時間ごちゃごちゃ言わんと聞いてよ。

私の言うのは、独立した組織をつくって、働く人に来ていただけるような状況をつくらんと。その中でやっていけるような形をつくれ

ませんかという話ですよ。具体的にはいろんなケースがあると思いますけれども、そのものを検討していただませんかという話ですわ。

それで、先ほどの話で身分保障で何のことかわからんというけれども、市の規程では嘱託職員の任期とか雇用期間というのは12カ月以下という話ですよ。1年ごとに更新すると。それで15年も来ている人もおると。発足当時からであればね。そういうことも不安だということもあって、退職金といっても賃金の後払いの話なんで、給料は今同じような形でもらっていたとしても、片や退職金あり、片や賃金の後払いなし、こういうのもやっぱり評価されていないという、だから集まってこない。募集したって来ない。そういう意味もあるんじゃないんでしょうか。

○議長（中西峰雄君）病院事務局長。

○病院事務局長（尾崎慶和君）まず、本論に入る前に和歌山県内の総看護師数が今1万2,486人です、20年12月現在で。それで病院勤務者はそのうち7,660人になっております。それから診療所勤務者が2,484人です。訪問看護ステーションに勤務されている方はたったの380人です。率にして3%という厳しい状況です。まずはそれを報告申し上げたいと思います。

その上で、職員のあり方でございますけれども、松浦議員のほうから、18年当時だったと思うんですけども、訪問看護ステーションの看護師の給料を上げないとこれからはなかなか集まらないのではなかろうかというご指摘もございまして、市当局とも協議の上、南所長以下本院の看護師と同等の年俸をお渡ししております。ということで、先ほど来管理者が申し上げておりましたように、正職員にするということは、本院の看護師と同等の勤続年数を保有する看護師であれば、前歴計

算をしてその総額をお渡しするという事になるかと思っております。その中で、事業継続が可能であるのか否かという問題を管理者が申し上げていると思っております。その観点からいいますと、3名ぐらいまでは何とか経営ができると。4名ぐらいになりますと非常に厳しい経営になるということをお願いしていると思っております。ですから、第三セクターであろうが、今の経営形態でありましょうが、正職員が3名以上になってくると非常に厳しいということでございます。けれども、事業継続する中で一番いい方法といいますが、先ほど来出ています支度金制度ではなかろうかと。本院も看護師の募集には苦慮しております。その中で支度金制度も全国の自治体病院を調査いたしましたら多数見受けられますので、本院も考えておるところでございます。そういうところの中で、100万円だったら100万円を支度金として出して募集をするということも有効な手段だと思います。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）これ以上は押し問答になるので、この辺で次の質問に移ります。

職員がたるんでいるという話ですね。ここに書いてあるだけと違うんですよ。腹立つことを私はいっぱい経験している。今、ここで企画部長がこれからしっかり指導しますと。そういうことを何回今まで言われてきましたか。情けない。私がここで言って、答弁もらってもそんなもの信用できないですよ。何でじゃあ嫌われもって言うかといえば、こんなことをしとったらまた松浦が取り上げてがた言われるさかいにやめておこうと、そういう、少なくともこれでやいやい言うことが役立つかと思って憎まれ役を買って出ているんですわ。市長も就任して今度3選目に出られると。しかし、逆に職員たるんでいますよ。



私が経験したのを一つ言いましょうか。ふれあいサロン、ここの事情を聞きに行くといつて、ここの係の女性と課長とあるふれあいサロンに行ったんです。ふれあいサロンを運営している人はもう十何年やっていて、経験豊かな人で立派なお方です。その人が説明するのに極めて丁寧の下から話をしているんですよ。役所の人は、私もびっくりしたんですけれども「うん、うん」、説明しているとき「うん、うん」、「うん」ばかりですよ。普通「はい」とか「ええ」とかの中に「うん」も入るんだったらいいですけども、高飛車に「うん、うん」と、そういうことを、もう十何年やっている職員もおります。恐らくあれはあの年からいえば相当長いこと経験されていると思います。あの人たちが弱い人の立場に立たないで、役所の職員だということでそんなえらそうに言っているのかなと。私は腹が立ちまして、そのときに指摘したんですけども、それはそれで終わって、次が問題です。今度、部長とその課長と一緒にあったときに、私がこんなことあったじゃないかと言いましたら、あの人はいつもあんなですよと、こういう話ですよ。何のための管理職ですか。その人が悪かったら指摘して直させるのが仕事でしょう。そんなばかな仕事ないと思えますよ。

ついでにもう一つ言いますよ。市役所の研修をしようとして、研修に行ったときに、職員の皆さんと一緒に研修した民生委員の方から私は聞いたんですけども、松浦さん、あんな研修何ぼしてもあかんなど。大半眠ってしまったと。暑い最中にクーラーのきいたところで眠ってしまったわ、あんな研修何ぼしてもあかんわと半分笑いもって言われました。

それと、そのときに市の幹部にこういうことがあるんですと話をしたら、それは具合悪いなと言わないんですよ。それは昼飯の後だ

から眠たくなるわなど。時間変えなあかんなどか、講師のやり方がどうのと、眠たくなる講師がおるさかい、そういうことを言うとするんですよ。こんな人ばかりと違いますよ。立派に頑張っておる人もいっぱいおるんですけどね。そういう職員が、私のような人間の目の前にもいっぱいおる。ここのところを、研修します、指導します、私は期待していませんよ。でもこれだけは言っておきます。市長、ご感想を伺います。

○議長（中西峰雄君）市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）4番 松浦議員の再質問にお答えをしたいと思います。

私も常々感じる点については、それぞれ上司に指示をし、大分気を付けておるつもりです。ずっと7時半過ぎぐらいにはいつも来ておるんです。隅から隅までずっと回って、気はつけておるんですけども、まあ十分にはいかんと。何百人とおりますからいかん面もあると思うんですが、そしてまた県の職員研修会というのをたびたびやっていますから、それも全部私、2回ずつぐらい見ておるんです。一回に数人、県のほうへ勉強に行っておる。いろいろそれからも感じるがありますので、個別にも一回ちょっと呼んで、この点あんだどう感じるんよとかいうことで、指摘も若干したことがあるんですけども、しかし行き届かんところがあるとするならば、それについてはひとつ十分話を聞かせていただいて、そして管理監督者として、あるいは市の職員として、やはり十分に市民の負託にこたえての市民サービスというものに徹しなければならぬ、そう思っておるわけですので、ひとつまた私もふれあいサロンのことも皆書きました。これは今日中に片をつけます、私としては。

以上でございます。

○議長（中西峰雄君）4番 松浦君。

○4番（松浦健次君）市長の決意、善意はよくわかりました。しかし、これは何十年と続いてきて、蓄積して、役所の職員として身に染みついておりますものだから、そない簡単に変わるものじゃない。これは本質ですわ。そのところも肝に銘じてよろしくお願いします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西峰雄君）これをもって、4番 松浦君の一般質問は終わりました。

この際、4時10分まで休憩いたします。

（午後3時56分 休憩）